

県南地域（白河市）において福島県が開発した水稻（販売開始は平成23年とされている。）を栽培する農家である申立人の風評被害による営業損害について、上記品種に原発事故前の価額が存在しないことから、他品種の値動き等を考慮して、令和元年9月から令和3年10月までの逸失利益（ただし、東京電力の直接請求手続における既払金を控除した額。）等が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）とは、次のとおり和解する。

1 損害項目

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の期間における下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 風評被害による営業損害（令和元年の「天のつぶ」分）	自 令和元年9月1日 至 令和元年9月30日	16万7009円
2 風評被害による営業損害（令和2年の「天のつぶ」分）	自 令和2年10月1日 至 令和2年10月31日	23万4372円
3 風評被害による営業損害（令和3年の「天のつぶ」分）	自 令和3年10月1日 至 令和3年10月31日	12万8703円
4 風評被害による営業損害（令和3年6月の「コシヒカリ」分）	自 令和3年6月1日 至 令和3年6月30日	4227円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し53万4311円を支払う。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間ないし対象に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立

人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年10月11日

(仲介委員 澤田 行助)